

**令和5年度**  
**グループホーム活用型ショートステイ事業委託事業者**  
**募集要領**

都は、精神科病院に入院している精神障害者が円滑に地域移行を図ることができるための体制、並びに安定した地域生活を送るための体制を整備するため、精神障害者グループホームに併設した専用居室等を使用して、地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のためのショートステイを実施することができる民間事業者（以下「受託者」という。）を募集します。

## 1 事業の内容

### （1）事業名

グループホーム活用型ショートステイ事業（以下「本事業」という。）

### （2）事業の目的

精神障害者グループホームに併設した専用居室を使用し地域生活のイメージ作りや退院後の病状悪化防止のための行うショートステイを実施し、精神科病院に入院している精神障害者が円滑に地域移行を図ることができるとともに、安定した地域生活を送るための体制を整備することを目的としています。

### （3）委託事業の概要

精神科病院に入院している精神障害者で病状が安定している方や、地域の受入条件が整えば退院可能であり退院を希望している方に対して、地域生活のイメージ作りのための体験（買い物、炊事、洗濯、掃除等）等を支援し、退院への不安の軽減や退院に向けた動機づけを行います。

また、地域で生活する精神障害者の病状悪化等を未然に防ぐために、休息を目的としてショートステイを実施します。

※1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第8項に規定する「短期入所」に該当しないものを対象とします。

※2 詳しくは、別紙1「仕様書」を御参照ください。

(4) 契約期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

(5) 委託事業者数

5事業者

(6) 事業費（予定）

施設借上費（最大） 69,800円/月（予定）

事業費 9,220円/日（予定）

(7) その他

事業の実施に当たっては、都立（総合）精神保健福祉センターにおいて精神障害者が円滑に地域移行を図ることができるための体制、並びに安定した地域生活を送るための体制の構築支援に向けた総合調整を行う課長代理（地域体制整備担当）と協力・連携し、事業を実施します。

## 2 事業者の募集及び選定等

(1) 応募資格

ア 法人として、本事業を計画的に実施し、令和6年3月31日まで継続的に実施することが可能であること

イ 社会福祉法人、医療法人、特定非営利活動法人等であり、グループホームの居室基準に準ずる定員外の専用居室を確保可能な共同生活援助事業所であること

ウ 精神障害者の日常生活を適切に援助する能力のある、事業の運営に必要な人員及び体制を確保することができること

エ 設備防災面、利用者の病状悪化等緊急時の対応手順等があること

オ 広域事業として、特定の区市町村に限らず、精神科病院、区市町村、指定相談支援事業所等との連携により、適切な退院支援体制の確保に努めることができること

カ 事業運営にあたり、保健所及び都立（総合）精神保健福祉センターと協力及び連携をすることができること

(2) 応募書類

ア 様式1「令和5年度グループホーム活用型ショートステイ事業受託申込書」

イ 様式2「経歴書」

ウ 法人概況を示す資料

エ 利用者の病状悪化等緊急時の対応マニュアル・手引き、設備防災面の対応手順書等

オ グループホームの建物及び事業に利用する居室の見取り図

カ 建物外観及び専用居室内外主要部分（設備等）の写真

※ 応募書類は、すべてA4サイズで横書きとしてください。

(3) 提出方法

郵送若しくは持参

※ 提出された応募書類は返却しませんので、御承知おきください。

(4) 応募締切日

令和5年1月31日（火曜日）必着

なお、持参の場合は、午後5時までに下記担当宛提出願います。

(5) 提出先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿 2-8-1 東京都庁第一本庁舎 31 階南側  
東京都福祉保健局 障害者施策推進部 精神保健医療課生活支援担当 石井・原嶋

(6) 受託事業者の選定について

精神障害者地域移行体制整備支援事業委託事業者選定会議において、別紙2「グループホーム活用型ショートステイ事業評価項目」に基づき評価を行い、委託事業者を選定します。

なお、選定会議に先立ち、応募書類提出後に（5）に記載の担当において、ヒアリングを実施します。

(7) 今後のスケジュール

ア ヒアリング

日程については、ヒアリング可能日時を踏まえ、別途御連絡します。

イ 結果通知（予定）

令和5年3月

ウ 事業の開始（契約締結日）

令和5年4月1日

(8) 事業説明

応募に当たり、事業の説明を希望する事業者については、個別に対応いたします。  
下記担当まで御連絡ください。

3 その他

(1) 本事業は、東京都議会で令和5年度歳入歳出予算が議決された後、確定します。

- (2) 応募書類に虚偽の記載をするなど、不正行為のあった応募者については、審査や契約の対象とはせず、委託契約締結後に不正行為が明らかになった場合は、契約を解除します。
- (3) (2) の場合においては、都が不正行為により被った損害の賠償を請求することがあるほか、当該応募者は今後、本事業に係る受託者としての応募資格を失うものとなります。
- (4) 受託者は、都が別途委託する精神障害者地域移行体制整備支援事業精神障害者地域移行促進事業受託者と連携を密にし、本事業を実施します。

※ 精神障害者地域移行促進事業

指定一般相談支援事業者等に対し地域移行や地域定着に向けた専門的な指導・助言を行うとともに、地域生活に関する体制づくりを支援するほか、ピアサポーターの育成や活用に向けた体制の整備、地域移行・地域定着に係る保健・医療・福祉の関係機関の相互理解の促進により、精神科病院に入院している精神障害者が円滑に地域移行を図れるための体制、並びに安定した地域生活を送るための体制を整備することを目的とする事業です。

- (5) 本募集に関する不明な点については、下記担当にお問い合わせください。

【問合せ先】

東京都福祉保健局障害者施策推進部精神保健医療課  
生活支援担当 石井・原嶋  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号  
電話：03(5320)4455  
FAX：03(5388)1417